## ぬる湯温泉茅屋根維持保全プロジェクトの会会則

制定:令和2年10月3日

# 第1章 総則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、ぬる湯温泉茅屋根維持保全プロジェクトの会(以下「本会」 という。)と称し、事務局を福島市に置く。

(会員)

第2条 本会の会員は、福島市内の住民及び事業所、ならびに本目的に賛同する者及び団体をもって構成する。

(目的)

第3条 本会は、国登録有形文化財である「ぬる湯温泉旅館」の茅屋根を維持・保全することで、福島市はじめ信達地方の歴史と文化と豊かなふるさとの景観を未来につなぐことを目的とする。

(事業)

- 第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1)会員相互の資質向上と親睦を図るための勉強会及び研修会の開催
  - (2) 茅屋根を維持・保全するための活動
  - (3) 茅屋根を未来につなぐための啓発活動
  - (4) その他目的に合った関連事業

## 第2章 役員

(役員の種類)

第5条 本会に次の役員を置く。

(1)会長 1名

(2)副会長 2名以内

(3) 理事 若干名

(4) 事務局長・会計 1名

(5) 監事 2名

2 前項の役員は総会において選出する。

(役員の職務)

- 第6条 会長は、会を代表して会務を総括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときの職務を代理する。
- 3 理事は、会長及び副会長を補佐する。
- 4 会計は、会の会計事務を処理する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
- (1) 会の会計事務を監査すること。
- (2)会計事務について不正の事実を発見したときに総会に報告すること。 また、これを報告するために必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。(ただし、再任を妨げない。)

2 補欠により選出された役員は、前任者の残任期間とする。

#### 第3章 総会

(総会の種別)

第8条 総会は、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は、毎年5月に開催する。
- 3 臨時総会は、会長が必要と認めるときに開催する。

(総会の招集)

第9条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容を並びに 日時及び場所を示して、開会の14日前までに通知しなければならない。 (総会の審議)

第10条 総会は、会長が議長となり、次に掲げる事項を審議し議決する。

- (1) 事業計画、事業報告に関する事項
- (2) 予算、決算に関する事項
- (3)役員の選任及び解任に関する事項
- (4) 会則等の改正に関する事項
- (5) その他の重要事項

(総会の定足数)

第11条 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。 ただし委任状を提出した会員は、出席者とみなす。

(総会の議決)

第12条 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議事録)

- 第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数(委任状を提出した会員も含む。)
  - (3) 開催目的、審議事項及びその結果
  - (4)議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上の署名押印をしなければならない。

# 第4章 会計

(経費)

第14条 会の経費は、会費、寄附金、補助金及びその他の収入をもってこれにあてる。

(会費)

第15条 会員は、年額5,000円を会費として、本会が指定する方法により 納入するものとする。

(事業年度及び会計年度)

第16条 会の事業年度及び会計年度は、毎月4月1日に始まり、翌年3月 31日に終わる。

(会計監査)

第17条 会計の監査は随時これをすることができる。

(会計報告)

第18条 収支計算書と財産目録を作成し、これを年1回総会で報告して承認を得る。

(委任)

第19条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、総会の議決を経て、 会長が別に定める。

# 付 則

この会則は、令和2年10月3日から施行する。